

議案第 2 号

野田市廃棄物減量等推進審議会条例等の一部を改正する条例の制定
について

野田市廃棄物減量等推進審議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市廃棄物減量等推進審議会条例等の一部を改正する条例

(野田市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

第1条 野田市廃棄物減量等推進審議会条例（平成4年野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(野田市消防委員会条例の一部改正)

第2条 野田市消防委員会条例（平成7年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部改正)

第3条 野田市人権・男女共同参画推進審議会条例（令和6年野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「33人」を「32人」に改める。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中野田市人権・男女共同参画推進審議会条例第3条の改正規定は、令和10年4月1日から施行する。

提案理由

野田市女性団体連絡協議会の解散に伴い、同協議会を代表する者を委員の構成区分としている審議会等の構成の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市廃棄物減量等推進審議会条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市廃棄物減量等推進審議会条例(平成4年野田市条例第30号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(4) (略) (削る。) (5)～(9) (略)	(組織) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(4) (略) (5) <u>野田市女性団体連絡協議会を代表する者</u> (6)～(10) (略)

○ 野田市消防委員会条例(平成7年野田市条例第14号)(第2条関係)

改 正 案	現 行
(組織及び委員) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1)～(4) (略) (削る。) (5)～(8) (略)	(組織及び委員) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1)～(4) (略) (5) <u>野田市女性団体連絡協議会を代表する者</u> (6)～(9) (略)

○ 野田市人権・男女共同参画推進審議会条例(令和6年野田市条例第12号)(第3条関係)

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>32人</u> 以内で組織する。 (委員) 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) (略) (削る。) (2)～(24) (略) 2～4 (略)	(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>33人</u> 以内で組織する。 (委員) 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) (略) (2) <u>野田市女性団体連絡協議会を代表する者</u> (3)～(25) (略) 2～4 (略)